

平成 27 年 10 月 12 日

## リオ 2016 パラリンピック競技大会の選手推薦について

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 選考委員会

リオ 2016 パラリンピック競技大会（以下「リオ大会」）代表選手の推薦については、（一社）日本パラ陸上競技連盟（以下、本連盟）が、選考委員会において下記基準に従って選手選考し、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」）へ日本代表候補選手として推薦する。

その後、JPC から国際パラリンピック委員会（以下「IPC」）への手続きを経て、正式に日本代表選手として決定されることになる（但し男女車いすマラソンは別途定める）

### 1. 選手団編成方針

リオ大会の日本代表選手団は、本連盟、特定非営利活動法人 日本盲人マラソン協会(JBMA)及び特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟(JIDAF)の 3 団体で編成される。(IPC からの国別人数割り当て数は、前記 3 団体の人数が含まれる)

### 2. JPC へのトラック・フィールド種目の推薦は、(1)～(8)の項目に該当する選手とする。

- (1) 日本代表選手として規律ある行動がとれる選手。
- (2) 2015 年・2016 年本連盟の登録会員。
- (3) 2015 年・2016 年シーズンの IPC 陸上競技部門に登録し、ライセンスを取得している選手。
- (4) 国際クラスを取得し、クラスステータスが、**Confirmed** または **Fixed Review Date 2017** 以上（2016 年 12 月 31 日以降となっていること）である選手。（**New・Review** ステータスはリオ大会の対象とはならない）
- (5) 2015IPC 陸上競技世界選手権大会のリオ大会実施各種目において金メダルまたは銀メダルを獲得した選手。
- (6) リオ 2016 ランキング（2015.4.1～2016.4.1）リオ大会実施各種目（マラソンを除く）の 5 位までの選手の内、上位 3 名で、リオ 2016 ランキングにおいてリオ大会枠を獲得した選手。ただし、(5) でリオ大会枠を獲得した選手は、この項目に該当しない。
- (7) リオ大会実施種目の参加標準記録 **A** を指定期間内に突破し、メダル獲得及び入賞が可能な選手。

- (8) リレー種目に出場する日本代表チームは、個人種目で推薦された選手の中で編成するが、IPC より「リレースペシャリスト枠」が割り当てられた場合、その選手については、少なくとも参加標準記録 B を突破している選手。

### 3. 参加標準記録突破期間および参加標準記録突破指定大会

- (1) 本連盟の参加標準記録突破期間は、2014年10月15日～2016年6月5日 2016 ジャパンパラ陸上競技大会までとする（注：IPC が定める参加標準記録突破期間 2014年10月15日～2016年8月14日、また、2016年6月20日が各国割り当て枠算出の記録突破期間にあたる）
- (2) 参加標準記録突破のための指定大会は、(1)の期間内の「国内、国外の全てのIPC公認大会」並びに「IPC エンドース大会」とする。

### 4. 実施種目と参加標準記録

実施種目および参加標準記録については本連盟 HP パラリンピックコーナーの2015-06-15掲載分を参照のこと。

### 5. 選考方法

上記2.(5)(6)で決定した選手を除いた、IPCの定める日本の参加人数枠（本連盟、JBMA 及び JIDAF の3団体含む）において、本連盟に割り当てられた選手数の中で、2016（平成28）年ジャパンパラ陸上競技大会終了時に下記(1)(2)の順で、リレーについては(3)で選考し JPC へ推薦する。

- (1) 2016 ジャパンパラ陸上競技大会終了時、リオ2016 ランキングの各種目のランキング8位以内に該当する選手。
- (2) IPCの定める参加人数枠を満たさなかった場合、リオ2016 ランキング16位以内に該当する選手で、かつジャパンパラリンピック大会で上位入賞選手。
- (3) リレー種目は、個人種目で推薦された選手の中で編成する。なお、リレースペシャリスト枠は、2015年1月1日から2016年6月20日の間に記録された、各リレー種目のランキング上位8カ国までに各1枠割り当てられるため6月20日以降に強化委員会にてチーム編成上総合的に判断してリレースペシャリスト候補選手（標準記録 A または B を突破している選手）を選考する。リレースペシャリストに選考された選手は、リレー種目への出場を前提とする。

### 6. その他

- (1) リオ大会までに病気や故障等の医学的な問題により、競技力を発揮できない事態が生じた場合は、強化委員会と医事委員会等で協議の上、選考委員会に報告し、理事会の承認を得て、推薦を取り消すことがある。

- (2) JPC への最終推薦期限において、ドーピング問題、その他参加が不可能な状況が発生した選手について強化委員会と医事委員会等と協議の上、選考委員会に報告し、理事会の承認を得て、推薦を取り消すことがある。
- (3) 代表候補選手の推薦人数は、IPC が定める各種目の出場可能人数の上限の枠を保障するものではない。
- (4) 選手は「誓約書」に署名すること。署名し誓約書を提出しない選手は推薦を取り消す場合もある。

以上